

耐震改修済

建築物

を所有している皆様

建築物の地震に対する安全性に係る認定

をご活用ください！

(建築物の耐震改修の促進に関する法律第22条)

耐震性が確保されている建築物の所有者は、所管行政庁（金沢市）から耐震改修促進法第22条に基づく「建築物の地震に対する安全性に係る認定」を受けることができます。

また、この認定を受けた建築物について「基準適合認定建築物」の表示することができます。

金沢市では、認定通知書と共に「基準適合認定建築物」表示プレート※をお渡ししています。建築物の出入口等、人目につきやすい位置に掲示することで、利用者に対して耐震性をアピールすることができます。

◆申請方法

まずは事前相談を行ってください。過去の建築確認履歴や、市の耐震改修工事費等補助事業の利用の有無を確認の上、認定に必要な書類についてご案内します。その後、認定申請書に必要な書類を添えて、金沢市建築指導課あてご提出ください。

◆申請手数料

無料

◆申請フロー



※「基準適合認定建築物」表示プレート



基準適合認定建築物

この建築物は、建築物の耐震改修の促進に関する法律第22条第2項の規定に基づき、耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していると認められます。

建築物の名称 ○○○○
建築物の位置 金沢市○○○
認定番号 第○号
認定年月日 令和4年○月○日
認定者 金沢市

お問合せ先

〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号
金沢市都市整備局建築指導課建物安全対策室
電話：076-220-2059 FAX：076-220-2134
Mail：kenchiku@city.kanazawa.lg.jp